

聖籠町告示第十八号

聖籠町木造住宅耐震設計判定委員会設置要綱を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町木造住宅耐震設計判定委員会設置要綱

(設置)

第一条 聖籠町木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱(平成 年聖籠町告示第 号)に基づく耐震設計(以下「耐震設計」という。)を行う住宅の効率的かつ効果的な耐震化を推進するため、聖籠町木造住宅耐震設計判定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 耐震設計の妥当性及び正確性を判定し、町長に適合していることの報告を行うこと。
- 二 前号の判定に基づく指導及び助言に関すること。
- 三 前二号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認める事項

(組織等)

第三条 判定委員会は、四人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、建築関係における学識経験者又は木造住宅に関して知識を有する者のうちから、町長が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 2 会議は、二分の一以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可
否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の議長となる。
- 5 委員長、副委員長及び委員は、自己が耐震設計を
実施した案件については、その議事に参与することが
できない。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、ふるさと整備課において処理する。

(その他)

第七条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。